

国籍法

(改正版)

第 1 章

総則

第 1 条 (改正) 目的

本国籍法は、国籍授与、国籍剥奪、国籍からの離脱、そしてラオス国籍再授与における管理とモニタリング調査に関する原則、規定と処置について定めるものである。これらの業務が効率的であるように、ラオス国民の国家に対する尊厳と責任を高めるために、受け継いだ団結の絆を深め、ラオス国民の愛国心を高め、ラオス人民民主共和国政府とラオス国民の関係をより強く深めることに狙いを定めている。

第 2 条 (改正) 国籍

ラオス国籍とは、憲法と法律の中で規定されたように、個人とラオス人民民主共和国の間で政治と法律面において、ラオス国民の持つラオス人民民主共和国政府に対する権利と義務、ラオス人民民主共和国政府の持つラオス国民に対する権利と責任を示すものである。ラオス国籍を持つ者は、ラオス国民である。

第 3 条 (新) 用語の説明

本法律の中で使用されている用語の意味は、以下の通りである。

- ການໃຫ້ສັນຊາດລາວ (ラオス国籍授与) とは、本国籍法第 18 条の中で定められているように、条件を完全に満たした外国人あるいは無国籍者に、ラオス国籍を与えることである。
- ການໃຫ້ສັນຊາດລາວຄືນ (ラオス国籍再授与) とは、本国籍法第 19 条の中で定められているように、条件を完全に満たしたラオスの血を引く外国籍の者に、再びラオス国籍を与えることである。
- ການຖອນສັນຊາດລາວຄືນ (ラオス国籍剥奪) とは、本国籍法第 24 条の中で定められているように、ラオス国籍を持っている者から国籍を剥奪することである。
- ການຮຸກຮົງສັນຊາດ (ラオス国籍から離脱) とは、本国籍法第 23 条の中で定められているように、ラオス国籍者がラオス国籍から離脱することである。
- ຜູ້ທີ່ມີເຊື້ອຊາດລາວ (ラオスの血を引いている者) とは、父母あるいは父又は母がラオス国民である者から生まれてきた者である。
- ການຂາດສາຍພົວພັນທາງດ້ານກົດໝາຍກັບລັດ ສປປ ລາວ (ラオス人民民主共和国と法的に繋がりが無い) とは、外国に行き暮らしている者、

外国のラオス人民民主共和国ラオス大使館あるいは総領事館と連絡を取らない、そしてラオス国民としてラオス人民民主共和国に対する義務を外国のラオス人民民主共和国ラオス大使館あるいは総領事館を通じて果たしていないことを意味する。

- ບັນລາມືອງຕ່າງປະເທດ (外国市民) とは、外国人並びに永住する外国人を意味する。
- ຄົນຕ່າງປະເທດ (外国人) とは、ラオス以外の国籍で何らかの義務を果たすために一時的にラオス人民民主共和国に来た、あるいは、長くいる個人を意味する。これらの個人は、外務省と他の関係部門の管理のもとにある。
- ຄົນຕ່າງຖ້າວ (永住外国人) とは、ラオス以外の国の国籍を有するがラオス人民民主共和国内に長く定住、居住する人物で、永住外国人証を所持しており、その永住する外国人の政府もそれを正式に承知している。
- ຄົນບໍ່ມີສັນຊາດ (無国籍者) とは、ラオス人民民主共和国領域内に居住する個人でラオス国民ではなく、自分がどの国の国籍を有するか証明することができない者を意味する。
- ບັນລາມືອງກິດິມະສັກ (名誉国民) とは、外国人であり政府が名誉称号を与えることに同意した者を意味する。

第 4 条 (新) 国籍業務に関する政策

外国市民、無国籍者とラオスの血を引いている者で、本法律に沿った基準条件を完全に満たしている者は、ラオス国籍を得る。

政府は、外国市民、無国籍者そしてラオス人の血を引く者で、国の防衛と発展の使命に素晴らしい成果を上げた者に対しては、優先的にラオス国籍を与える。

第 5 条 (新) 国籍業務に関する原則

国籍業務は、以下の主な原則に従って実施すること。

- 政策方針、憲法、法律、戦略計画、国家社会 - 経済開発計画との合致を保証する。
- 国の安定、治安、安全、社会の秩序、国の文化と良き伝統習慣を保証する。
- 国家の機密を守る。政府の機密、個人の秘密、法人の秘密そして組織の秘密。
- 法律に沿って、外国市民と無国籍者の正当な権利と利益の保護を保証する。
- 統一、迅速、公明正大、便利、正当と正義を保証する。

ラオス国籍法

第6条 単一国籍を与えること

ラオス人民民主共和国は、ラオス国民の多重国籍を認めない。

第7条 ラオス国籍保持

ラオス国民が、他国籍の人物あるいは無国籍者との結婚、離婚により、ラオス国籍を変更することは認められない。

配偶者の片方がラオス国籍取得又は喪失したことにより、相手方配偶者の国籍が変更することは認められない。

第8条 外国におけるラオス国民の保護

ラオス人民民主共和国は、外国在住のラオス国民の正当な権利と利益を管理、保護する。

第9条 ラオス国民を引き渡さないこと

ラオス人民民主共和国は、ラオス国民を外国政府に引き渡さない。

第10条 他の国籍取得要求の権利

ラオス国民は、他国籍の取得要求をすることができるが、しかしその前にラオス国籍から離脱しなければならない。国籍法第23条に沿って、国籍離脱を実施する。

第11条 (新) 法律の適用範囲

本国籍法は、ラオス人民民主共和国に在住するラオス国民、ラオスの血を引く者、外国人、永住する外国人、無国籍者そして外国で生活をしているラオス人に適用される。

第12条 (新) 外国との協力

政府は、ラオス人民民主共和国が加盟している条約並びに国際協定と合致する形で、国籍業務について、知見、経験、情報、ニュースの交換、職員の専門性、知識、能力の向上を、外国、国際地域そして国際社会と関係、協力することを支援する。

第2章 国籍の取得

第13条 国籍取得の基本

ラオスの国籍は、以下の要件で取得できる。

1. 出生
2. ラオス国籍の取得
3. ラオス国籍に戻る
4. 本国籍法第14条から第19条の中で定められている他の基本要件を満たす

第14条 (改正) 父と母がラオス国民である子供の国籍

父と母がラオス国民である場合は、その子がラオス人民民主共和国の領域内であるいは領域外で生まれたかどうかを問わず、その子供にはラオス国籍があるとみなす。

第15条 (改正) 父あるいは母がラオス国民である子供の国籍
父あるいは母がラオス国民である時に生まれた子供は、以下の条件の場合には、ラオス国籍を有するとみなされる。

1. その子供は、ラオス人民民主共和国の領域内で出生した。
2. その子供は、ラオス人民民主共和国の領域外で出生した。その時、両親ともに、あるいは両親のどちらかがラオス人民民主共和国の領域内にパーマネント・アドレスを持っている。その子供がラオス人民民主共和国の領域外で出生し、両親ともラオス人民民主共和国の領域外にパーマネント・アドレスがある場合は、子供の国籍は両親の意見に沿って与えられる。その子供の父あるいは母がラオス国民であり、他の1人が無国籍者の場合は、生まれてきた子供は、生まれた場所にかかわらずラオス国籍とみなされる。

第16条 両親とも無国籍者の子供の国籍

両親が無国籍者でラオス人民民主共和国の領域内で出生し、ラオス人民民主共和国内にパーマネント・アドレスがあり、社会とラオス文化に溶け込んでいる子供には、両親の要求に応じてラオス国籍が与えられる。

第17条 (改正) 両親を知らない子供の国籍

ラオス人民民主共和国の領域内で発見され、だれが父親か、そして母親であるか判明しない子供は、ラオス国籍とみなす。その子供の年齢がまだ18歳に達していなく、子供の両親が外国市民という証拠があれば、その出生日からその子供は外国籍だとみなされる。

第18条 (改正) 外国市民あるいは無国籍者のラオス国籍取得条件

もし、以下のような条件を完全に正しく満たしていれば、当事者の要求に沿って外国市民、無国籍者は、ラオス国籍を取得することができる。

1. ラオス国籍取得申請をした時、年齢が18歳以上である。
2. ラオス人民民主共和国の憲法と法律を遵守する。
3. きちんとしたレベルでラオス語を喋り、読みそして書くことができる。
4. ラオスの社会と文化に溶け込み、ラオスの伝統習慣を知る。
5. 健康で、悪い感染症にかかっていない、麻薬常用户ではない。
6. 裁判で自由剥奪の刑を宣告されていない、あるいは、故意ではない罪により自由剥奪刑を受けた。
7. 無国籍者以外は、自分のもとの国籍を離脱する。
8. 国防と国家の発展に貢献する。
9. 国家の利益に損害を与えない。
10. 確かな何らかの専門、専門技能がある、しっかりした経

済的地位がある。

11. ラオス国籍取得の申請をする前から継続的に、ラオスに10年以上在住している。

素晴らしい功績があった人物で救国の使命に参加し、国防と国家の発展に対して貢献した、そして知識人で、専門能力が専門家レベル、特別な才能の持ち主、党や政府が必要とするビジネス面で成功を取めた者は、ラオス人民民主共和国に少なくとも3年以上の期間居住していなくてはならない。

社会 - 経済発展のために素晴らしい功績のあった外国人で、自発的な意思があり、ラオス人民民主共和国の憲法と法律を喜んで遵守する、しかし自分の本来の国籍は捨てることができない人は、政府の合意に沿って、ラオス人民民主共和国の名誉市民として受け入れられる。

第19条 ラオスの血を引く者はラオス国籍を取得する

本国籍法第18条の中で規定されている条件に沿った関係者の要求書に従って、ラオスの血を引く者はラオス国籍が取得できる。他の国籍をすでに得ている者は、ラオス人民民主共和国に連続した期間5年以上の在住で、他の国籍を持っていない者はその期間が3年以上の在住で、ラオス国籍が取得できる。

第20条 (新) 外国人市民、無国籍者とラオス人の血を引く者のラオス国籍請求書類一式

外国人市民、無国籍者とラオス人の血を引く者のラオス国籍請求書類一式は、以下の通りである。

1. 国籍請求書
2. 身分証明書あるいはパスポートの写し
3. 現住所証明書
4. 家族登録証 (サマノクア) の写し
5. 明確で正しい履歴書
6. 請求者とその18歳未満の子供の出生証明
7. 8歳以上の子供の同意書
8. 結婚証明書
9. 卒業証明書あるいは教育の証明書あるいはラオス語能力証明書
10. 無犯罪証明書
11. ラオス社会とラオス文化に溶け込んでいるかの証明書
12. 健康診断書
13. 申請者の国籍離脱証明書 (無国籍者を除く)
14. ラオス在留証明書
15. 在職証明書
16. 経済的ステータスの証明書
17. 法律に沿って様々な義務を実行した証明書
18. 国防と国家発展に貢献した証明書
19. 保証証明書
20. ラオス国籍に関する手数料とサービス料支払い証明書
21. 3x4サイズの写真3枚 (撮影後3カ月以内)

各書類は、ラオス語でなければならない。もし外国語で書かれた書類があれば、ラオス語に翻訳しなければならない。書類の写しは、公証機関から、原本に沿って正しいものであるという認証を受けなければならない。

ラオス国籍請求書と書類一式は、郡司法事務所、特別区 (テーサバーン) 司法事務所、特別市 (ナコーン) 司法事務所、県司法課、首都司法課あるいは司法省にて連絡入手できる。

第21条 (改正) 国籍に関する請求書の提出と審査

ラオス国籍の取得、ラオス国籍からの離脱並びにラオス国籍の再取得の目的を有する者は、以下の請求書類一式を提出しなければならない。

1. 村レベル: 村行政機関は、請求書の受理後10日以内に調査と審査をする。
2. 郡レベル: 請求書受理後20日以内に本調査と審査をするために、郡行政機関は、統一的に中央管理を行う、郡司法事務所、特別区 (テーサバーン) 司法事務所、特別市 (ナコーン) 司法事務所に業務委譲し、これらの機関が主体となり、郡レベルの治安維持司令部と郡レベルの内務事務所と合同実施を行う。
3. 県レベル: 請求書受理後20日以内に本調査と審査をするために、県行政機関、首都行政機関は、統一的に中央管理を行う、県司法課、首都司法課に業務委譲し、これらの機関が主体となり、県レベルの治安維持司令部と県内務課と合同実施を行う。

4. 請求書受理後30日以内に、本国籍法第18条、第19条と第23条の中で規定されている条件に沿って正当性と書類が完全に揃っているかということを検査するために、司法省は治安維持省、外務省並びに内務省との合同実施における主体となる。請求書受理の後、司法省は前述した請求書を検査しなければならない。何か不明瞭な点があれば、関係機関と合同で疑問点を問いただす権利を有する。申請書類が正しくすべて揃っているということが判明すれば、政府に申請する前に、国籍取得申請者聞き取り委員会を任命しなければならない。

外国に在住しているラオス人でラオス国籍からの離脱を要求する者は、その在住国のラオス人民民主共和国大使館あるいは総領事館と連絡を取り、申請書を申請することができる。ラオス人民民主共和国大使館あるいは総領事館は、15日以内に、その正当性と書類がすべて揃っているかをチェックし、政府に申請する前に審査するために、外務省を通じて司法省に送る。在住の国にラオス人民民主共和国大使館あるいは総領事館がない場合は、ラオス人民民主共和国外務省を通じて申請書を申請する。

第3章

ラオス国籍の喪失とラオス国籍の再取得

第22条 ラオス国籍喪失の理由

ラオス国籍を喪失する場合

1. ラオス国籍からの離脱
2. ラオス国籍の剥奪

ラオス国籍法

3. 外国で生活のため渡航する

ある者のラオス国籍の喪失は、相手方配偶者及び子供の国籍を変更させるものではない。

第23条(改正) ラオス国籍からの離脱

ラオス国民は、ラオス人民民主共和国政府の許可によって、ラオス国籍から離脱が可能である。ラオス国籍の離脱は、以下の場合は許可されない。

1. 関税、税金あるいは他の義務をきちんと清算していない等、ラオス国籍からの離脱を要求している者が、政府組織に対してきちんと自分の市民としての義務を果たしていない。
2. ラオス国籍からの離脱を要求している者が、告訴されている、被告であるあるいは裁判で罪を宣告され、その罪を受けることになっている。
3. 国籍離脱が、ラオス人民民主共和国の利益あるいは安全に抵触する。

第24条(改正) ラオス国籍の剥奪

以下のような行動がある場合は、ラオス人民民主共和国政府は、司法省の提言により、ラオス国籍を取得後5年の間、ラオス国籍を取得した人物に対する即刻のラオス国籍剥奪することができる。

1. 法律に沿った基本的正当性がないままに、ラオス国籍を取得してきた。
2. 国家反逆、国家に対して大きな被害を与えるなど、ラオス国民の尊厳に反する行動。

ある者のラオス国籍の剥奪は、当人の相手方配偶者及び子供の国籍を変更させるものではない。

第25条 在住のため外国への渡航

いかなる個人であろうとも、許可を得ずあるいは許可を得ての外国渡航であってもその期限を超えた、並びに10年以上在住国のラオス人民民主共和国大使館あるいは総領事館の管理下にいないで、ラオス人民民主共和国政府と法的な連絡を絶っていた者はラオス国籍を剥奪される。

第26条(改正) ラオス国籍の再取得

ラオス国籍の喪失者は、当事者の要求書とラオス人民民主共和国政府の合意に沿ってラオス国籍が再取得できる。

ラオス国籍再取得要求者は、以前自分がラオス国籍を有していたことを証明する証拠を出すことが先決である。ただし、ラオス国籍を剥奪された者は、ラオス国籍を再取得することはできない。

第4章

父母が国籍変更した場合の子供の国籍

第27条 子供の国籍

ラオス国籍取得、ラオス国籍からの離脱、又は／及びラオス国籍再

取得などで父母両方2人の国籍が変わった場合、18歳未満の未成人の子どもは、両親とともに国籍を変更する。ただし法律に正当に婚姻登録を済ませている子どもはその限りでない。

第28条 父母がラオス国籍を得た場合の子供の国籍

もし父親あるいは母親がラオス国籍を取得したが、一方はまだ別の国籍を有している場合、その子供はラオス国籍を得た父親あるいは母親の要求書に沿ってラオス国籍を有することができる。父親あるいは母親の国籍変更において、子供がラオス国民であり、年齢15歳以上でまだ18歳に達していない子どもですでに法律に沿って婚姻登録をしている場合は、父親あるいは母親の国籍に沿って自分の国籍を選択することができる。

父親あるいは母親がラオス国籍を取得したが、一方は無国籍であるラオス人民共和国の領域内に在住する子供は、ラオス国民とみなされる。

父親あるいは母親がラオス国籍を取得したが、一方は無国籍者であるラオス人民共和国の領域外に在住する子供は、ラオス国籍を有する父親あるいは母親の要請書によって、ラオス国籍を取得することができる。

第29条 父親あるいは母親がラオス国籍から離脱した子供の国籍

もし父親あるいは母親がラオス国籍から離脱したが、一方はいまだにラオス国籍を有する子供は、ラオス国籍を保持しておかなければならない。

第30条 養子にした子供の国籍

ラオス以外の国の国籍を有する者の子供あるいは無国籍者の子供を、ラオス国民が養子に引き取った場合は、その子供はラオス国民とみなされる。

養父あるいは養母の一方がラオス国民であり、もう一方がラオス以外の国の国籍を有する者あるいは無国籍者である夫婦が、ラオス以外の国の国籍を有する者の子供あるいは無国籍の子供を養子に引き取った場合は、養父と養母両者の同意によって、その子はラオス国民とみなされる。

第31条 養子となったラオス国籍の子供の国籍

ラオス国民の子供で、ラオス以外の国籍を有する養父、養母に又は一方はラオス国民でもう一方がラオス以外の国籍を有する者と、養子縁組をした子供は、ラオス国籍を保有することが可能である。養父と養母の要望により、ラオス国籍から離脱することもできる。養父母が無国籍者、あるいは、養父母の一方がラオス国民でもう一方が無国籍である者が、ラオス国民の子供を養子にした場合、その子供はラオス国籍を保有する。

第5章

合意、登録と国籍の譲渡

第32条(改正) 国籍に関する合意

第7章 国籍業務管理

ラオス国籍授与、国籍剥奪及び国籍再授与、そしてラオス国籍からの離脱は、ラオス人民民主共和国政府が司法省の提言に合意して行われる。

第33条（新） 国籍に関する登録

国籍に関して政府が合意した後で、当事者は内務省に行って登録する。外国に在住するラオス国民で国籍離脱の許可が出た者は、在住する国のラオス大使館あるいは総領事館に行き、登録する。

第34条（改正） 国籍の譲渡

県行政機関、首都行政機関は、国籍授与に関する合意を政府から受けた者が国籍変更登録を行った後で、司法課の代表者、外国協力関係課、治安維持司令部、内務課、ラオス建国戦線そして県大衆組織、首都大衆組織並びに関係する村行政機関の参加による、公式なラオス国籍譲渡式を主催する。

第6章 禁止事項

第35条（新） 国籍業務に責任を持つ係官、職員 - 公務員の禁止事項

国籍業務に責任を持つ係官、職員 - 公務員の以下の行為の禁止

1. 自分、家族あるいは親族親戚の利益のために、権威、義務、地位を悪用する。
2. 賄賂の催促、要求、受取、あるいは合意
3. 国籍業務に関する書類の故意の遅延、隠ぺい並びに破壊
4. その他の違法行為

第36条（新） 要求者への禁止事項

ラオス国籍を要求する者、ラオス国籍からの離脱を要求する者並びにラオス国籍の再取得を要求する者の禁止事項は、以下の通りである。

1. 事実と違う誤った情報あるいは書類を供給する。
2. 国籍業務の責任職員を強制する、恐喝する、嘲る、騙す。
3. 国籍業務の責任職員に賄賂を渡す。
4. その他の違法行為

第37条（新） 個人と他の組織の禁止事項

個人と他の組織は、以下の行為を行うことは禁止する。

1. 国籍業務担当職員が与えられた義務実施に協力しない、妨害する。
2. 国籍業務担当職員に対する贈収賄の仲立ちをする。
3. 国籍に関する書類偽造を共謀する、あるいは、正しくない情報を与える。
4. 法律を犯す他の行為

第38条（新） 国籍業務管理機関

政府は、司法省に直接委譲することによって、治安維持省、外務省、内務省、首相府官房室、地方行政機関と関連する他のセクションと合同実施で全国において統一した形で、包含的な国籍業務の管理をする。

第39条（新） 司法省の権利と義務

国籍業務管理において、司法省は、以下の権利と義務を有する。

1. 政府に提言して審査するために、国籍業務管理に関する、政策、戦略計画、法律と法律の下にある法令の調査、作成を行う。
2. 国籍業務に関する政策、戦略、法律を規定、計画、詳細プロジェクトに展開して、それを実行する。
3. 国籍業務に関する政策、戦略、法律と規約を宣伝、普及する。
4. 全国各地において、法律と法律の下位にある国籍業務に関する法令の実施について、管理、指揮、追跡調査をする。
5. 聞き取り委員会を任命する。
6. ラオス国籍を所持している法的正当性を証明する。
7. 申請書のデザインを研究する。
8. 国籍業務について、関係部門と合同でその実施に当たる。
9. ラオス政府に、ラオス国籍供与、ラオス国籍からの離脱及びラオス国籍を与える、あるいはラオス国籍剥奪の同意協定事項を出す。
10. 定期的に、国籍に関する報告書をまとめて、政府に報告する。
11. 法律の中で定められているように権利を行使し、他の義務を実施する。

第40条（新） 治安維持省の権利と義務

国籍業務の管理において、治安維持省は、自身の持つ責任範囲において以下の権利と義務を持つ。

1. 本国籍法を拡大させて自分のセクションで法律の下位に位置する法令に展開し、それを施行する。
2. 国籍取得要求書類、国籍離脱要求書そしてラオス国籍再取得要求書に対しての研究と認証意見を述べる。
3. 政府が同意し国籍変更登録がされた後に、住民票登録とIDカードの発給を行う。
4. 国籍を取得してから5年の期間、ラオス国籍取得者を追跡、調査する。
5. 国籍業務に関する法律と法律の下位に位置する法令の実施の管理、指揮、追跡調査と総括を行う。
6. 法律の中で規定されているように権利を行使し、他の

ラオス国籍法

義務を実施する。

第41条（新） 外務省の権利と義務

国籍業務の管理において、外務省は、自分の責任範囲において以下の権利と義務を有する。

1. 本国籍法を拡大させて自身のセクションで法律の下位に位置する法令に展開し、それを施行する。
2. 国籍取得要求書類、国籍離脱要求書そしてラオス国籍再取得要求書に対しての研究と認証意見を述べる。
3. 外国において、国籍離脱登録の管理と指揮を執る。
4. 国籍業務に関する法律と法律の下位に位置する法令の実施の管理、指揮、追跡調査と総括を行う。
5. 法律の中で規定されているように権利を行使し、他の義務を実施する。

第42条（新） 内務省の権利と義務

国籍業務の管理において、内務省は、自分の責任範囲において以下の権利と義務を有する。

1. 本国籍法を展開させて自身のセクションで法律の下位に位置する法令に展開し、それを施行する。
2. 国籍に関する登録業務の管理
3. 国籍業務に関する法律と法律の下位に位置する法令の実施の管理、指揮、追跡調査と総括を行う。
4. 法律の中で規定されているように権利を施行し、他の義務を実施する。

第43条（新） 総理府官房室の権利と義務

国籍業務の管理において、総理府官房室は、自分の責任範囲において以下の権利と義務を有する。

1. 本国籍法を展開させて自分のセクションで法律の下位に位置する法令に展開し、それを施行する。
2. 国籍授与、国籍剥奪及びラオス国籍を与える、そしてラオス国籍からの離脱に関する申請書が正しくすべて揃っているか研究し、政府に審査を申請する。
3. 政府の同意に沿って、関係部門に通知する。
4. 国籍業務に関する法律と法律の下位に位置する法令の実施の管理、指揮、追跡調査と総括を行う。
5. 法律の中で規定されているように権利を施行し、他の義務を実施する。

第44条（新） 地方行政機関の権利と義務

国籍業務の管理において、地方行政機関は、自分の責任範囲において以下の権利と義務を有する。

1. 国籍に関する書類の研究、検査と認証
2. ラオス国籍贈与式典を実施する。
3. 国籍業務に関する法律と法律の下位にある法律行為の実施について、管理と追跡検査と総括を行う。
4. 法律の中で規定されているように権利を行使し、他の

義務を実施する。

第45条（新） 関係する他のセクションの権利と義務

国籍業務管理において、公衆衛生セクション、教育とスポーツセクション、情報文化と観光セクションなど他の関係するセクションは、自分の責任範囲に沿って国籍業務において共同実施と協力する権利と義務がある。

第8章

国籍業務の検査

第46条（新） 国籍業務検査機関

国籍業務検査機関は、以下のように構成されている。

1. 内部検査機関は、本国籍法第38条内で規定されているように、国籍業務管理機関と同一の機関である。
2. 外部検査機関は、国会、県レベル人民会議、政府検査機関、各レベルでの政府検査機関、ラオス建国戦線並びに大衆組織機関である。

第47条（新） 検査の内容

国籍業務検査の内容は、以下の通りである。

1. 国籍業務に関する法律と法律の下位にある法令の実施
2. 国籍業務管理機関の組織と活動
3. 国籍業務に関する係官、職員 - 国家公務員の責任

第48条（新） 検査の方法

国籍業務検査には、以下に述べる3つの方法がある。

1. 普通のシステムに沿った検査で、定期的な計画に沿って実施され時間がきちんと規定され、その規定に沿って行われる。
2. 事前通知による計画外検査であり、必要が判明したら非検査者に事前に伝えて行われる。
3. 急に行われる検査で、被検査者には事前通告なく緊急に行われる。

国籍業務検査実施においては、検査機関の係官は、厳格に法律に沿って実施を行わなければならない。

第9章

功績を挙げた者に対する優遇政策と違反者に対する処置

第49条（新） 功績を挙げた者に対する優遇政策

行動あるいは実際の業務活動についての協力、報告あるいは情報提供など、本国籍法実施において功績を挙げた個人、法人あるいは組織に対して、規定に沿って表彰あるいは優遇政策などが与えられる。

第50条（新） 違反者に対する処置

禁止事項などの国籍法に違反した個人、法人あるいは組織は、自分が起こした損失に対する弁済も含めて、教育研修を受け、警告、懲

戒、罰金あるいは罪の軽重に応じて刑事罰を受ける。

第10章

最終規定

第51条（改正） 実施機関

ラオス人民民主共和国政府が本国籍法の施行に当たる。

第52条（改正） 発効

本国籍法は、ラオス人民民主共和国国家主席が公布宣言の国家主席令を出して官報に掲載されてから15日後に発効する。

本ラオス国籍法は、2004年11月17日付書類番号5/ソーポーソーに代わるものである。

本法律に抵触するいかなる制限事項、規定条項もすべて破棄される。

国民議会議長
ラオス人民民主共和国

パニー ヤートートゥー